平成２５年（フ）第５５号
秋田県山本郡三種町豊岡金田字前谷地42番地
破産者　株式会社ユーシン
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所能代支部

平成２５年（フ）第２７７号
栃木県宇都宮市上戸祭３丁目２番25号
破産者　株式会社松島堂
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１５号
秋田県男鹿市角間崎字家ノ下408番地
破産者　株式会社ミウラ
1　決定年月日　平成26年12月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１６号
金沢市円光寺本町16番７号
破産者　有限会社ニシヤマ商会
1　決定年月日　平成26年12月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第２１号
山口県周南市川端町１丁目４番地の２
破産者　岡崎　高志
1　決定年月日　平成26年12月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
山口地方裁判所周南支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１４３８号
福岡市南区寺塚１丁目21番１―201号
破産者　山田　研治
1　決定年月日　平成26年12月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７６４号
宮城県多賀城市伝上山３丁目29番22号　ロフティー伝上山Ｄ201号
破産者　千葉　孝喜
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５６号
埼玉県熊谷市新堀867番地15
破産者　横山　政人
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２６年（フ）第１８４号
大津市美空町２番12―304号
破産者　吉川工務店こと　吉川　貢一
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２１５号
兵庫県加古川市西神吉町大国411番地の４
破産者　岡田　典文
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第９５８号
広島市東区牛田新町３丁目19番37―205号
破産者　成定　吾作
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０４号
香川県仲多度郡琴平町五條798番地　メゾン・ド・ラフィーネ107号
破産者　宮地美惠子
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第２４６６号
福岡県朝倉市小田1904番地１
破産者　平原　直美
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４７４号
金沢市直江町イ72番地
破産者　矢部　春美
1　決定年月日　平成26年12月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第１１９号
石川県かほく市宇気タ44番地45
破産者　西谷　健治
1　決定年月日　平成26年12月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２４５号
長野市川中島町上氷鉋932番地　オリンピア寺町Ａ―202、破産手続開始決定時の住所長野市川中島町上氷鉋685番地４
破産者　村田　孝晴
1　決定年月日　平成26年12月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第８３号
滋賀県彦根市中央町４番41号
破産者　荒川　弘美
1　決定年月日　平成26年12月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第８４号
滋賀県彦根市中央町４番41号
破産者　荒川　一雄
1　決定年月日　平成26年12月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第３９号
広島県廿日市市阿品２丁目14番39号　Ｂ101
破産者　友田　幸子
1　決定年月日　平成26年12月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部